

賀茂地域広域連携会議 専門部会 開催・検討状況

資料 1

区分	テーマ	専門部会		開催時期及び 今後の予定	検討状況
		内容	構成員 (◎部会長、○副部会長)		
行政分野の連携	1 消費生活センターの共同設置	消費生活センターの共同設置に向け、費用分担・相談員確保の方策・設置場所等を協議	6市町の消費者行政担当課 県：◎県民生活課、行政改革課、自治行政課、○賀茂振興局、東部県民生活センター	第1回 6/17 第2回 8/19 第3回 10/13	・10/27の賀茂地域広域連携会議の後、各議会で連携協約、共同設置規約、条例に係る議案を提出（6市町で議決済、県は12/21議決予定） （報告資料1）
	2 教育委員会の共同設置	指導主事の設置形態・費用分担・研修実施体制・教委共同設置検討	6市町の教育行政担当課 県：◎教育総務課、義務教育課、行政改革課、自治行政課、○賀茂振興局、静東教育事務所	第1回 7/9 第2回 9/4 第3回 11/11 第4回 11/30 第5回～今後調整	・11/30の専門部会で業務分析結果を勘案した指導主事共同設置の部会案をとりまとめ。 ・教育委員会の共同設置について、意見交換を実施し、引き続き、検討・議論をしていくことを確認。 （別紙1）
	3 税の徴収事務の共同処理	徴収事務の共同体制の検討（相互併任）・費用分担	6市町の税務担当課 県：◎税務課、行政改革課、自治財政課、自治行政課、○賀茂振興局、下田財務事務所	第1回 6/16 第2回 7/16 第3回 8/19 第4回 10/14	・11/30の設立準備会で、協議会設置要綱ほか体制確保のための調整を実施。
	4 監査事務の共同化	あるべき姿（監査基準）、共同設置等の方向性等検討	6市町の監査担当課 県：◎自治行政課、○賀茂振興局	個別説明等 8/20 実地調査等 9/29-10/1 第1回 11/16 第2回～今後調整	・11/16の専門部会で、個別実地調査を報告し、監査体制の充実強化と共同化についての現状・課題について意見交換を実施。 （報告資料2）
	5 災害時における人的・技術的支援体制の構築	業務量分析、連携体制と役割分担検討	6市町の建設担当課 県：◎土木防災課、○賀茂振興局、下田土木事務所	準備会合 7/1 第1回 9/10 個別訪問調査 10/14-20 第2回～今後調整	・10/14-20の市町への個別訪問調査を踏まえた支援体制案を作成中。第2回専門部会で提示し、意見交換の予定。
	6 地籍調査の共同実施	業務量分析、連携体制と役割分担検討	6市町の地籍調査担当課 県：◎農地計画課、○賀茂振興局、賀茂農林事務所	第1回 10/13 第2回 11/17 第3回～今後調整	・11/16の専門部会で分散型を基本とした共同実施体制案を提示し、意見交換を実施。 （報告資料3）
	7 地域包括ケアシステムの構築・運用	あるべき姿、最適な連携方策等の検討	6市町の保健・医療・福祉担当課 県：◎長寿政策課、地域医療課、介護保険課、福祉指導課○賀茂振興局、賀茂健康福祉センター	第1回 9/9 第2回 10/13 第3回 11/19 第4回～今後調整	・11/19の専門部会で、在宅医療・介護連携推進事業のH28委託の内容、今後の日程等について専門部会案をとりまとめ。 （別紙2）
官民・民の連携	地方創生「伊豆はひとつ」の具体化策の検討 ①歴史的建造物の保存・活用における共同の景観まちづくり、②伊豆半島全域連携による海岸清掃、③「伊豆国横道三十三観音霊場」巡礼ルート整備、④道の駅の連携によるスタンプラリー開催、⑤農商工連携による観光資源の創出、⑥総合産業である観光産業の担い手づくり	6つのテーマについて現状・課題等を分析し、先行着手可能なものやテーマ毎の持ち寄りべき情報の内容などを協議し、連携方策を検討	6市町の企画・まちづくり担当課（議題により産業振興・観光振興担当課が参加。） ◎美しい伊豆創造センター 県：連携分野にかかる担当課、○賀茂振興局等	第1回 6/30 第2回 8/19 第3回～今後調整	・9/3に「伊豆半島クリーン作戦」及び「伊豆半島食の祭典」の実施について、県と6市町首長との間で合意。（9/中旬から順次実施中） （報告資料4）

平成 27 年 12 月 15 日

教育委員会の共同設置第 3 回及び第 4 回専門部会の結果

(県教育委員会、賀茂振興局)

1 会議の概要

- (1) 第 3 回 (行政経営研究会部会 (賀茂 6 市町の教育長等により組織) を兼ねて開催)
- ア 開催日 平成 27 年 11 月 11 日(水)
- イ 内 容 指導主事共同設置方針(案)の検討、教育委員会の共同設置の検討
- ウ 合意事項 5町で指導主事3人を集約配置し、業務分担すること等を了承
- (2) 第 4 回 (行政経営研究会部会 (賀茂 6 市町の教育長等により組織) を兼ねて開催)
- ア 開催日 平成 27 年 11 月 30 日(月)
- イ 内 容 指導主事共同設置方針(案)の決定、広域連携の更なる推進方策
- ウ 合意事項 以下のとおり決定 [2ページ参照](#)

協議事項	合意事項
設置人数	5町で3人の指導主事を共同設置する。 ※平成 29 年度から ※最終的には各町につき指導主事1人を設置することが望ましいが、当面は 5町で3人設置する。併せて経過措置として県から指導主事1人を派遣す る。
執務場所	下田総合庁舎内(下田市中 531-1)
幹事町	南伊豆町 ※任期は2年とし、再任を妨げない。
経費(人件費、 旅費等)の負担 割合	平成 28 年度当初に、均等割・学校数割をベースに関係町長の協議により 決定する。 ※1人当たりの経費は人件費 10,340 千円(県教委指導主事の平均)、旅 費、消耗品費等 300 千円の計 10,640 千円程度(他県事例による)。
身分取扱い及び 経費の支弁方法	規約により幹事町の規定を適用する。
業務分担の内 容・方法	業務を地区別・業務別に分担する。また、必要に応じて各町教育委員会・学 校を訪問(出張)する。

- エ 教育委員会の共同設置(課題抽出) [7ページ参照](#)
- ・賀茂は一つといいながら、現時点ではスケールが大きすぎる。6自治体が一つになるのは極めて難しい。
 - ・町ごとに課題が異なるため、教科書採択など学校教育・社会教育の特定の分野の広域連携から実現に向けた検討を着手すべきではないか。

2 今後の予定(平成 28 年度)

(1) 指導主事の共同設置

指導主事共同設置規約の作成、経費の負担割合及び金額の決定等 ※各町議会に諮る。

(2) 教育委員会の共同設置

- ・指導主事の共同設置を足がかりに、賀茂地区を単位として広域処理する事業の洗い出しとパッケージ化に取り組む。

賀茂地域における指導主事の共同設置方針（案）

1 共同設置する町

東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「関係町」という。）は、共同して教育委員会の指導主事を設置するものとする。

2 名称

この指導主事は、賀茂地区指導主事（以下「指導主事」という。）という。

3 指導主事の執務場所及び幹事町 3 ページ参照

指導主事の執務場所は、下田市中 531-1 下田総合庁舎内とし、指導主事の担任する事務に関する庶務は、幹事町の教育委員会が処理する。

なお、幹事町の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

4 指導主事の選任方法

- (1) 指導主事は、関係町の教育委員会が協議して定める候補者について、幹事町の教育委員会が選任するものとする。
- (2) 指導主事が欠けたときは、幹事町の教育委員会は、7日以内にその旨を関係町の教育委員会に通知するとともに、(1)の例により指導主事を選任するものとする。
- (3) 指導主事の定数は、3人とする。

5 負担金 4 ページ参照

- (1) 指導主事に関する関係町の負担金の額は、関係町の長が協議して決定する。
- (2) 関係町は、(1)の規定による負担金を幹事町に納付しなければならない。
- (3) (1)の負担金の納付の時期については、関係町が協議して定める。

6 指導主事に関する予算

指導主事に関する幹事町の予算は、これを特別会計とする。

7 指導主事に関する決算報告

幹事町の長は、指導主事に関する決算を、幹事町の議会の認定に付したときは、当該決算を関係町の長に報告しなければならない。

8 指導主事の身分取扱い等

指導主事の身分取扱いについては、幹事町の職員の分限に関する条例、服務規程等の規定を適用する。

9 指導主事の給与等の適用

指導主事の給与等の支給については、幹事町の職員の給与に関する条例及び旅費条例、規則等の規定を適用する。

10 その他

この方針に定めるものを除くほか、指導主事の担任する事務に関し必要な事項は、関係町が協議して定める。

幹事町の事務概要

1 議会関係（3月議会、9月議会）

- ・賀茂地区指導主事に関する予算（特別会計）の計上
- ・賀茂地区指導主事に関する決算報告

2 収入支出関係（通年）

- ・賀茂地区指導主事に関する関係4町への負担金の請求（年2回）
- ・賀茂地区指導主事に関する関係4町からの負担金の収納事務（年2回）
- ・賀茂地区指導主事の給与、旅費等の支払い（年12回）
- ・賀茂地区指導主事の業務執行に係る経費（消耗品費等）の支払い（随時）

3 任免及び懲戒関係（随時）

職員の任免及びその他人事に関すること

4 服務関係（随時）

- ・賀茂地区指導主事に対する時間外勤務の命令
- ・賀茂地区指導主事に対する週休日又は休日における勤務の命令及び休日勤務に対する代休日の指定
- ・賀茂地区指導主事に対する出張の命令
- ・賀茂地区指導主事の週休日の指定及び振替え
- ・賀茂地区指導主事の年次有給休暇に係る時季変更、特別休暇及び介護休暇の承認
- ・賀茂地区指導主事の扶養手当の決定並びに住居手当、単身赴任手当及び通勤手当の確認及び決定
- ・賀茂地区指導主事の児童手当の受給資格及び額の認定
- ・賀茂地区指導主事の職務に専念する義務の免除の承認

5 開示請求関係（随時）

- ・情報公開条例に規定する開示の可否の決定等
- ・個人情報保護条例に規定する開示の可否の決定等

※他県の事例（指導主事の共同設置に係る規約）を参考としました。

※幹事町の規定を適用します。

人件費等負担の方向性

以下の考え方を基本として、平成28年度当初に関係町長の協議により決定する。

1 設置人数

- ・5町(東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)で3人の指導主事を共同設置

2 共同設置に係る負担割合

- ・業務分析を踏まえ、7割は5町均等割、3割は各町の学校数により指導主事3人分の人件費等を按分する。
※1人当たりの経費は人件費10,340千円(県教委指導主事の平均)、旅費等300千円(他県事例)で試算

3 学校数

	小学校				中学校				計	
	学校数	学級数	教員数	児童数	学校数	学級数	教員数	生徒数	学校数	割合
東伊豆町	3	26	41	493	2	15	31	319	5	23.8%
河津町	3	23	34	352	1	7	17	187	4	19.0%
南伊豆町	3	21	35	406	2	10	25	202	5	23.8%
松崎町	1	10	16	281	1	7	17	201	2	9.5%
西伊豆町	3	20	34	320	2	8	24	196	5	23.8%
計	13	100	160	1,852	8	47	114	1,105	21	100.0%

※資料:企画広報部統計調査課「平成26年度静岡県学校基本調査結果報告書」

4 負担額(試算)

	指導主事			
	人数	均等割	学校数割	人件費等(千円)
東伊豆町	3	4,469	2,280	6,749
河津町		4,469	1,824	6,293
南伊豆町		4,469	2,280	6,749
松崎町		4,469	912	5,381
西伊豆町		4,469	2,280	6,749
計	3	22,344	9,576	31,920

賀茂地域の小中学校の児童・生徒数及び教育委員会事務局職員数

資料 2

1 小学校

市町名	児童数(人)				学級数				H26の学級数のうち複式学級数	学校数			
	H19	H26	H26-H19	H26/H19	H19	H26	H26-H19	H26/H19		H19	H26	H26-H19	H26/H19
下田市	1,235	921	▲ 314	75%	54	47	▲ 7	87%	—	7	7	0	100%
東伊豆町	726	493	▲ 233	68%	32	26	▲ 6	81%	3	3	3	0	100%
河津町	391	352	▲ 39	90%	22	22	0	100%	—	3	3	0	100%
南伊豆町	418	406	▲ 12	97%	26	21	▲ 5	81%	1	5	3	▲ 2	60%
松崎町	411	281	▲ 130	68%	19	11	▲ 8	58%	—	2	1	▲ 1	50%
西伊豆町	417	320	▲ 97	77%	20	19	▲ 1	95%	—	3	3	0	100%
計	3,598	2,773	▲ 825	77%	173	146	▲ 27	84%	4	23	20	▲ 3	87%

(児童数将来推計)

市町名	児童数(人)			
	H26	H33	H33-H26	H33/H26
下田市	921	824	▲ 97	89%
東伊豆町	493	368	▲ 125	75%
河津町	352	304	▲ 48	86%
南伊豆町	406	278	▲ 128	68%
松崎町	281	207	▲ 74	74%
西伊豆町	320	206	▲ 114	64%
計	2,773	2,187	▲ 586	79%

2 中学校

市町名	生徒数(人)				学級数				H26の学級数のうち複式学級数	学校数			
	H19	H26	H26-H19	H26/H19	H19	H26	H26-H19	H26/H19		H19	H26	H26-H19	H26/H19
下田市	646	581	▲ 65	90%	25	23	▲ 2	92%	—	4	4	0	100%
東伊豆町	383	319	▲ 64	83%	15	15	0	100%	—	2	2	0	100%
河津町	209	187	▲ 22	89%	8	7	▲ 1	88%	—	1	1	0	100%
南伊豆町	215	202	▲ 13	94%	9	9	0	100%	—	2	2	0	100%
松崎町	184	201	▲ 17	109%	7	7	0	100%	—	1	1	0	100%
西伊豆町	212	196	▲ 16	92%	10	9	▲ 1	90%	—	2	2	0	100%
計	1,849	1,686	▲ 163	91%	74	70	▲ 4	95%	—	12	12	0	100%

(生徒数将来推計)

市町名	生徒数(人)			
	H26	H33	H33-H26	H33/H26
下田市	581	459	▲ 122	79%
東伊豆町	319	224	▲ 95	70%
河津町	187	172	▲ 15	92%
南伊豆町	202	187	▲ 15	93%
松崎町	201	132	▲ 69	66%
西伊豆町	196	143	▲ 53	73%
計	1,686	1,317	▲ 369	78%

※県統計調査課「学校基本調査」による。

※平成33年の児童・生徒数は、県統計調査課「静岡県年齢別人口推計」(平成26年10月1日現在)を基にした試算である。

※複式学級とは、2以上の学年の児童生徒で編制されている学級をいう。

小学校では2つの学年の児童の数をあわせて16人以下(第1学年を含む場合は8人以下)、中学校では2つの学年の生徒の数をあわせて8人以下の学級が該当する。

3 事務局職員数

(単位:人)

市町名	教育部門職員数(学校以外)			
	H19	H26	H26-H19	H26/H19
下田市	26	19	▲ 7	73%
東伊豆町	20	17	▲ 3	85%
河津町	11	10	▲ 1	91%
南伊豆町	12	9	▲ 3	75%
松崎町	15	11	▲ 4	73%
西伊豆町	10	9	▲ 1	90%
計	94	75	▲ 19	80%

※総務省「地方公共団体定数管理調査」による。

1 指導主事の共同設置

	発言要旨	市町名等
首長との検討状況	町長は賛成。勤務形態は下田に集約し、週に1日でも町に来ていただけるとありがたい。	東伊豆町
	下田に指導主事を集約配置し、町を訪問するという流れはよい。ただし、指導主事が町に入り込み、町の仕事を担うのはどうかと思う。	河津町
	町長は、5町で共同設置3人+県派遣1人の計4人で了承している。南伊豆町は1町で1人の配置が想定されているので、他の町よりも100~200万円多く負担してもやむを得ない。	南伊豆町
	5町で3人程度を集約配置することでよい。	松崎町
	将来的には、5町で5人の設置も考えられるが、5町で3人の設置であっても異論はない。	西伊豆町
費用負担	賀茂地区の教育活動の関わりでは大きな違いはないので、均等割がよいのではないか。	東伊豆町
	費用負担と町の仕事への従事割合は比例するか。	西伊豆町
	学校数が多いなどの条件などにより、訪問回数など相関はあると思う。不公平感のない費用負担が必要	義務教育課長
勤務イメージ	共同設置の方針案において、「指導主事の担任する事務に関し必要な事項は、関係町が協議して定める」となっており、平成29年度以降も協議を随時（毎年）行い、業務の在り方など検討する場を設けていったらどうか。	義務教育課長
	生徒指導は1人が賀茂地区全体を見ていくイメージか。1人の指導主事が全ての町の生徒指導の業務を担うのは不可能。学校、先生を中心とした支援を充実させ、学校訪問を増やしてほしい。	河津町
	生徒指導などの地区別担当は、あくまで主担当と捉えてほしい。	義務教育課長
	配布資料の勤務イメージでは誤解するおそれがあるので、地区別担当・業務別担当の業務について、詳細に記載してほしい。	河津町
	共同設置する指導主事について、イメージ図のように学力担当、研修担当などの主担当を決めていただけると、相談・協力がしやすくなる。	下田市
	学校等の連携強化を図る上で、教育行政の充実に努めていきたいが、下田に週に4割勤務することについて、県派遣指導主事の感想は。	西伊豆町
	ある程度方針が固まっていれば町へ出向いての対応は可能。業務割合は時期により軽重が違う	松崎町指導主事
	フットワークの良さを活かし、学校訪問を充実させたい。下田には週1日くらいでいいのでは	西伊豆町指導主事
	共同設置後は少なくとも県の指導主事ではなくなるので、町により近くなる。	義務教育課長
	実際に動き出したら柔軟に対応すればよい。	東伊豆町
現在の5人の県派遣指導主事は、地元に着している。3人になり集約したら学校訪問の機会が減るのではないか。	河津町	

(裏面に続く)

	発言要旨	市町名等
勤務イメージ	28年度までと29年度からはおのずと仕事の仕方がかわってくる。それを見据えた28年度の検討が必要	義務教育課
	指導主事の育成の視点も必要ではないか。	南伊豆町
	特定の町を幹事町としなくてはならない。南伊豆町さんに検討いただけないか。事務量等は後日、提示させていただく。	義務教育課長
	幹事町については、持ち帰って検討する。	南伊豆町
	下田総合庁舎をベースに各町にも机を設置してもらいたい。備品等物理的な面は県も支援を検討していく。	義務教育課長

2 教育委員会の共同設置

	発言要旨	市町名等
	6自治体が1つになるのは極めて難しい。広域連合で議会も予算も1つにしないと難しい。2町の広域連携なら現実的	西伊豆町
	地理的な問題は大きい。近隣で連携という考え方もある。効率化というより教育環境の充実という視点でやっていく必要がある。	義務教育課長
	賀茂は1つといいながら、現時点ではスケールが大きすぎる。市町合併があれば別であるが。	下田市
	学校教育だけでなく社会教育もある。社会教育は町によって業務が違う。現状では、教育委員会の共同設置は話にならない。	河津町
	克服していかないといけないが、一気にはいかない。教育格差が拡大するのではないか。	南伊豆町
	教育委員会の共同設置の前に、それぞれの課題を解決しないと進まないのでは。	松崎町
	一足飛びではなく、特定のテーマ（教科書採択、人事異動など）から行うという検討もあるのではないか。	義務教育課長
	県派遣指導主事の活動には高い評価をいただいている。この形をベストとは言わずとも、ベターな形で続いてくようにしたい。その先に教育委員会共同設置がある。必然から生まれた「教科書採択などの共同作業を行政的仕組みに落としていけるか」という視点も必要なのではないか。	静岡教育事務所長



教育行政における市町間連携

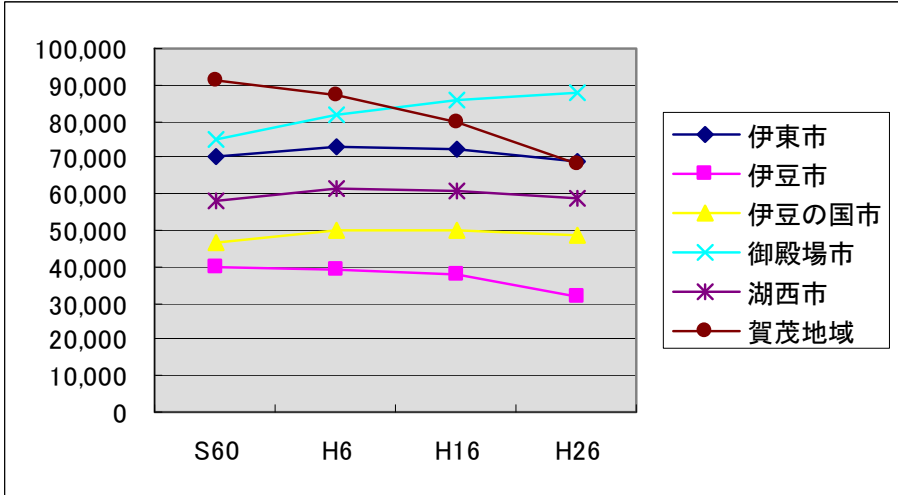
賀茂地域と他市との比較



人口規模が賀茂合計に近い他市と比して、学校数が多い。

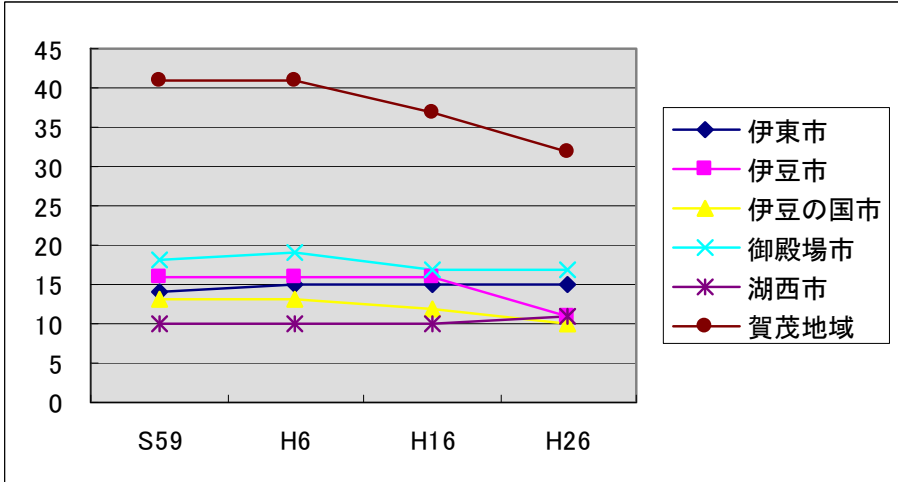
市町推計人口

	S60	H6	H16	H26
伊東市	70,197	72,803	72,096	69,136
伊豆市	39,769	39,492	37,532	31,817
伊豆の国市	46,413	50,098	50,077	48,748
御殿場市	74,882	81,865	86,024	88,151
湖西市	58,212	61,684	61,112	58,856
賀茂地域	91,286	87,166	79,586	68,287



小・中学校 学校数 (校)

	S59	H6	H16	H26
伊東市	14	15	15	15
伊豆市	16	16	16	11
伊豆の国市	13	13	12	10
御殿場市	18	19	17	17
湖西市	10	10	10	11
賀茂地域	41	41	37	32



※合併前の各数値→合併した町村の合計
 ※賀茂合計→賀茂地域市町村の各数値合計



伊豆はひとつ

伊豆半島ジオパーク
IZU PENINSULA GEOPARK



ポイント

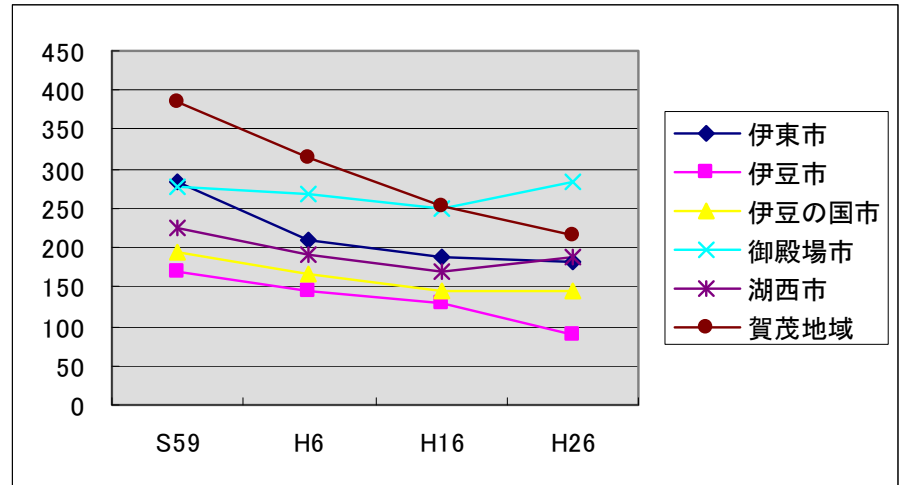
教育行政における市町間連携

賀茂地域と他市との比較

賀茂地区の学級数、児童数は半減している。

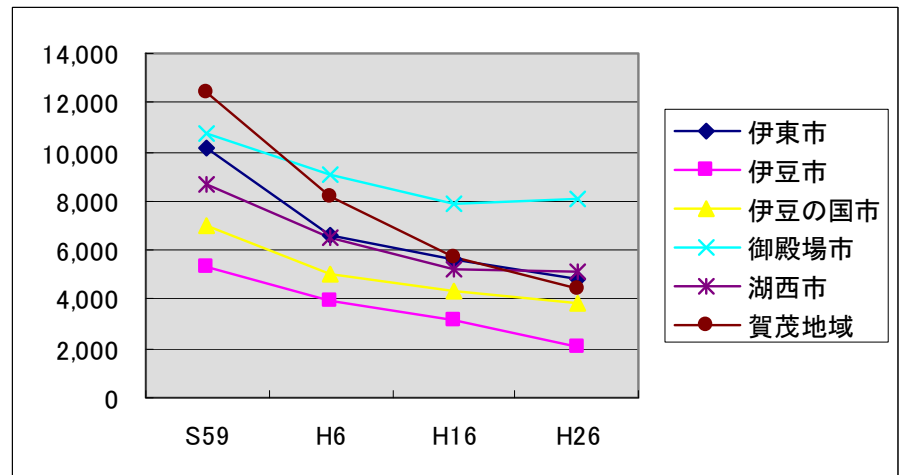
小・中学校 学級数 (学級)

	S59	H6	H16	H26
伊東市	284	210	188	183
伊豆市	170	144	128	90
伊豆の国市	194	165	146	144
御殿場市	276	269	251	285
湖西市	226	192	170	189
賀茂地域	384	315	253	216



小・中学校 児童生徒数 (人)

	S59	H6	H16	H26
伊東市	10,202	6,602	5,640	4,791
伊豆市	5,285	3,991	3,160	2,115
伊豆の国市	6,971	5,050	4,352	3,867
御殿場市	10,746	9,079	7,847	8,108
湖西市	8,705	6,521	5,182	5,175
賀茂地域	12,421	8,203	5,691	4,459

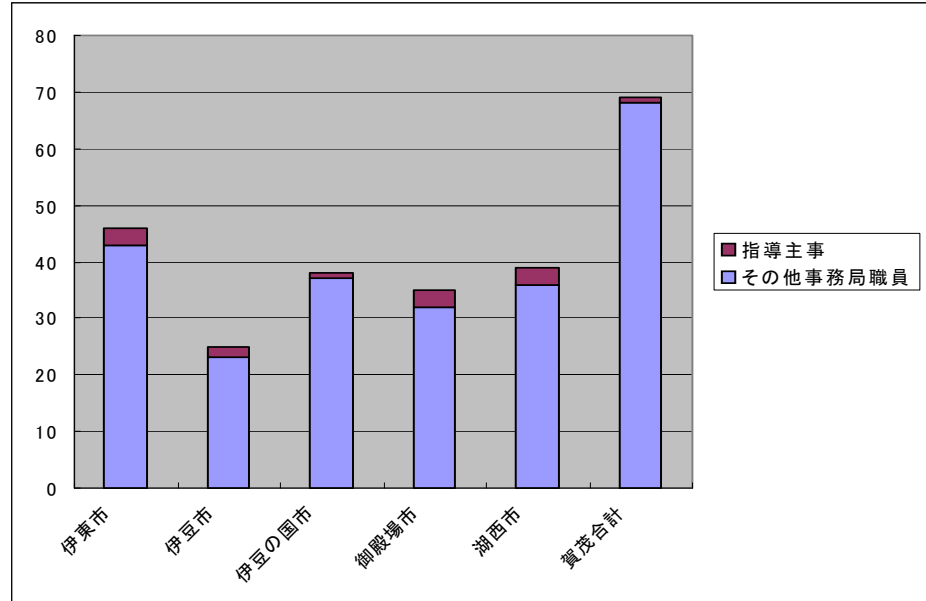
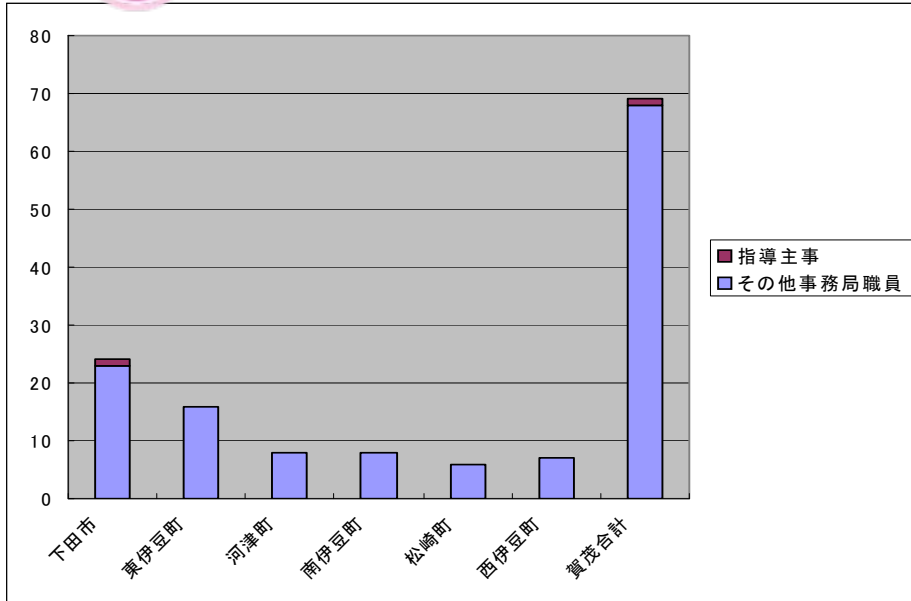


教育行政における市町間連携

賀茂地域と他市との比較



賀茂地区職員数は、他市職員数と比して多い。



賀茂地域市町教育委員会職員数(人)

	職員数	内指導主事
下田市	19	1
東伊豆町	17	0
河津町	10	0
南伊豆町	9	0
松崎町	11	0
西伊豆町	9	0
賀茂合計	75	1

他市教育委員会職員数(人)

	職員数	内指導主事
伊東市	40	3
伊豆市	30	2
伊豆の国市	35	1
御殿場市	56	3
湖西市	44	3

平成 27 年 12 月 15 日

地域包括ケアシステム圏域運用検討専門部会の検討状況について

(長寿政策課、賀茂健康福祉センター)

第 3 回地域包括ケアシステム圏域運用専門部会（平成 27 年 11 月 19 日開催）は、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の前倒し実施、行政事務の集約化と共同処理体制（組織）について検討した。

○地域包括ケアシステム構築・運用に係る事業（地域支援事業）等について

(1) 専門部会（案）

- ・「在宅医療・介護連携推進事業（包括的支援事業）」は、協議会（任意）を設置し、各市町の平成 28 年度当初予算に委託費を計上し、連携し圏域として事業委託を実施していく。
- ・「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は、各市町の平成 28 年度当初予算へ計上し、賀茂圏域 1 市 5 町が連携し足並みを揃えて同時期から実施していく。

(2) 作業目標

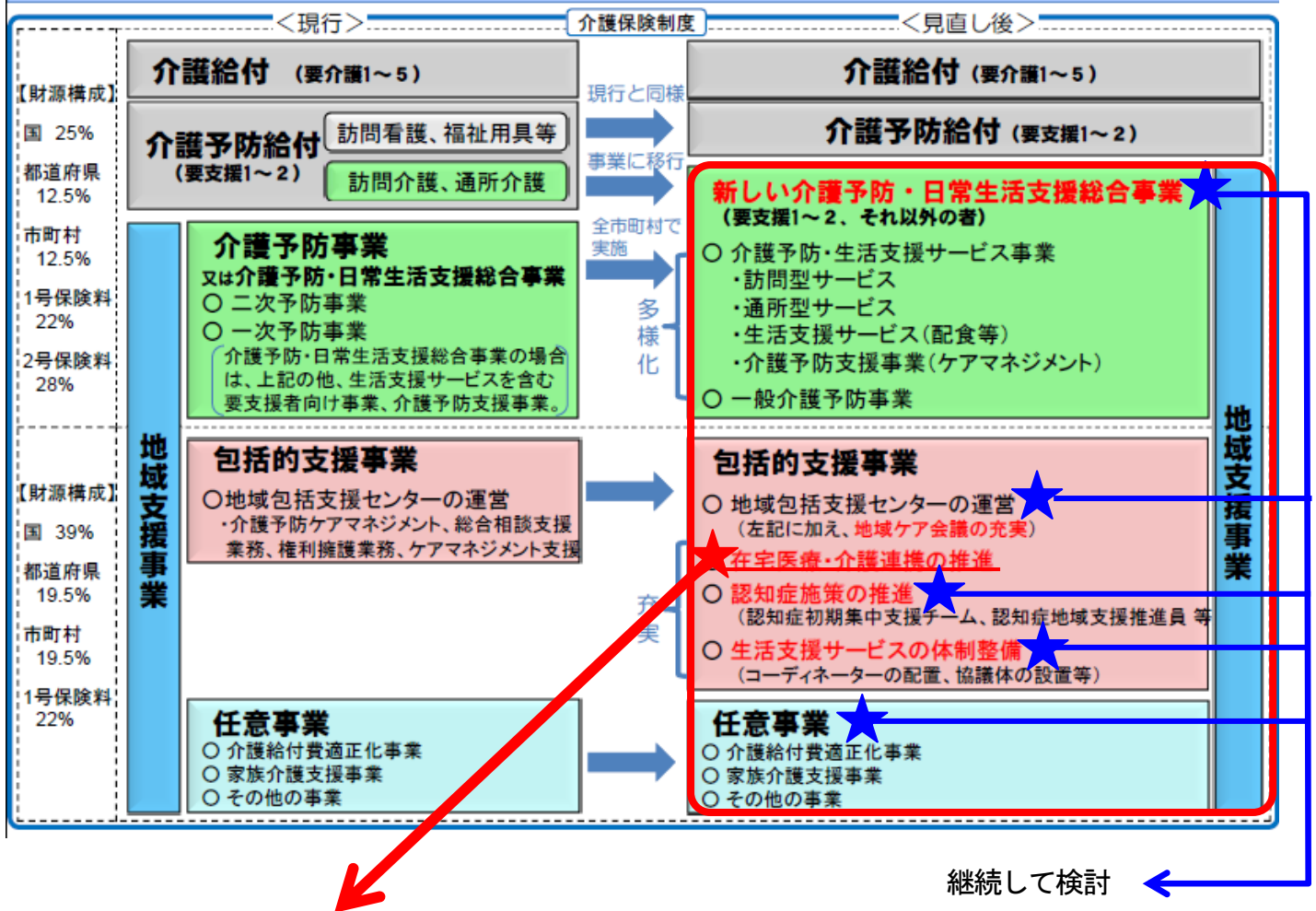
事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	広域連携等の検討
包括的支援事業	在宅医療・介護連携推進	方針決定・予算化	前倒しによる実施 (事業委託)	完全実施	→	・広域の受け皿として1市5町による協議会(任意)を設置 ・ア〜クまで全てを業務委託 ・平成28年5月を目標に委託 ・負担割合 均等割 40% 高齢者人口割 60%
	生活支援サービスの体制整備	方針決定	前倒しによる一部実施	完全実施	→ (法定期限)	・多様な生活支援サービスの提供体制や高齢者が担い手となる社会参加促進の検討→広域連携検討
	認知症施策の推進	方針決定	前倒しによる一部実施	完全実施	→ (法定期限)	・認知症初期集中支援チームなど医療と介護など多様な主体の連携体制の検討→広域連携検討
新しい介護予防・日常生活支援総合事業		方針決定・予算化	前倒しによる実施	完全実施 (法定期限)	→	・平成28年4月から介護保険サービスのうち要支援の通所介護、訪問介護分を地域支援事業に移行 ・実施方法「みなし指定」 ・市町の負担（当初予算措置）
介護事業所指定・指導監督事務（市町への権限移譲）		広域連携の検討	方針決定・一部実施	完全実施	→	・県・市町合同指導実施方法の検討 法定期限 ・H28 小規模デイ ・H29 介護予防（訪問・通所） ・H30 居宅介護支援事業所

注) 要介護認定審査会、保健事業及び権利擁護についても行政事務の集約化と共同処理体制（組織）を検討していく。

(3) その他

- ・先進地への職員視察（12月11日森町）

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



在宅医療・介護連携推進事業 (介護保険の地域支援事業、平成27年度~)

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業(平成23・24年度)、在宅医療推進事業(平成25年度~)により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として(ア)~(ク)の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等(地域の医療機関や他の団体を含む)に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目(在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等)を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携バス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

(キ) 地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

(カ) 医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

在宅医療・介護連携推進事業

前回報告	今回検討結果																						
<p>広域連携による事業委託を検討</p> <p>1 事業委託の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部（ア, ウ, エ）の項目については今後検討 <table border="1"> <thead> <tr> <th>広域連携による事業委託内容</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・賀茂圏域在宅医療・介護連携推進協議会の開催（課題の整理、検討）</td> <td>イ ク</td> </tr> <tr> <td>・賀茂圏域に在宅医療介護連携推進コーディネーターの設置</td> <td>オ</td> </tr> <tr> <td>・研修会・住民啓発の実施（各地区での実施を想定）</td> <td>カ キ</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 事業委託の時期等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度当初予算での要求を目指す。 <p>3 委託内容の調整等</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託内容、時期、負担割合等の調整を実施 	広域連携による事業委託内容	項目	・賀茂圏域在宅医療・介護連携推進協議会の開催（課題の整理、検討）	イ ク	・賀茂圏域に在宅医療介護連携推進コーディネーターの設置	オ	・研修会・住民啓発の実施（各地区での実施を想定）	カ キ	<p>1市5町による協議会（任意）を設置し、広域連携による事業委託を実施</p> <p>1 事業委託の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての事業項目を委託 <table border="1"> <thead> <tr> <th>広域連携による事業委託内容</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・医療・介護機関のリスト・マップ化</td> <td>ア</td> </tr> <tr> <td>・賀茂圏域在宅医療・介護連携推進協議会の開催（課題の整理、検討）</td> <td>イ ク</td> </tr> <tr> <td>・医療介護関係者の協力による在宅医療・介護サービスの提供体制づくり</td> <td>ウ</td> </tr> <tr> <td>・医療介護関係者の情報共有シート等の活用</td> <td>エ</td> </tr> <tr> <td>・賀茂圏域に在宅医療介護連携推進コーディネーターの設置</td> <td>オ</td> </tr> <tr> <td>・研修会・住民啓発の実施（各地区での実施を想定）</td> <td>カ キ</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 事業委託の時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 5 月を目標（当初予算計上） <p>3 委託事業の負担割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 40%、高齢者人口割 60%（試算額別紙） ※人口は 10 月 1 日現在とする。 <p>4 協議会の事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> 下田市（最初の 2 年間） 	広域連携による事業委託内容	項目	・医療・介護機関のリスト・マップ化	ア	・賀茂圏域在宅医療・介護連携推進協議会の開催（課題の整理、検討）	イ ク	・医療介護関係者の協力による在宅医療・介護サービスの提供体制づくり	ウ	・医療介護関係者の情報共有シート等の活用	エ	・賀茂圏域に在宅医療介護連携推進コーディネーターの設置	オ	・研修会・住民啓発の実施（各地区での実施を想定）	カ キ
広域連携による事業委託内容	項目																						
・賀茂圏域在宅医療・介護連携推進協議会の開催（課題の整理、検討）	イ ク																						
・賀茂圏域に在宅医療介護連携推進コーディネーターの設置	オ																						
・研修会・住民啓発の実施（各地区での実施を想定）	カ キ																						
広域連携による事業委託内容	項目																						
・医療・介護機関のリスト・マップ化	ア																						
・賀茂圏域在宅医療・介護連携推進協議会の開催（課題の整理、検討）	イ ク																						
・医療介護関係者の協力による在宅医療・介護サービスの提供体制づくり	ウ																						
・医療介護関係者の情報共有シート等の活用	エ																						
・賀茂圏域に在宅医療介護連携推進コーディネーターの設置	オ																						
・研修会・住民啓発の実施（各地区での実施を想定）	カ キ																						

<広域連携による事業委託のメリット>

- 各市町が単独で実施する場合と比べ、費用や事務量を軽減できる。
- 現在圏域内 3 病院で実施している在宅医療・介護連携推進事業を円滑に引継ぐことができる。

<市町の取り組む内容>

- 予算措置（軽減された事業費による。）
- 事務局（当番市町）

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

前回報告	今回検討結果
<ul style="list-style-type: none"> 要支援者の通所介護・訪問介護サービスの地域支援事業への円滑な移行を検討 移行時期を前倒しし、28年度に地域支援事業で一部実施することについて提案 	<ul style="list-style-type: none"> 1市5町が足並みを揃え、平成28年4月から、介護保険サービスのうち要支援者の通所介護・訪問介護分を地域支援事業へ移行（当初予算措置） 介護保険サービス事業者の「みなし指定」により実施

<通所介護・訪問介護の地域支援事業移行のメリット>

- 1市5町が足並みを揃えることで、市町間の格差なく事業を実施
- 平成28、29年度の事務量の分散（平成29年度に次期介護保険事業計画策定等）
- 早期の地域づくりにつながる。（平成28年度から多様なサービス主体の検討に傾注）

<市町の取り組み内容>

- 予算措置（予防給付から地域支援事業へ移行） ※市町の負担は現行の予防給付と同等
- 実施要綱の制定
- 必要に応じ、条例の改正

その他

- 生活支援サービスの体制整備
- 認知症施策の推進
- 介護事業所指定・指導監督事務（市町への権限移譲）

前回報告	今回検討結果
<ul style="list-style-type: none"> 広域連携検討 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステム構築・運用にかかる行政事務の集約化や共同処理体制（組織）について、継続検討していく。

委託費『市町別負担額』試算表

※ 総委託費 7,000千円として試算

※ 事業委託を単独で実施するのに比べて、全体で約2割の経費減となる。

○ 高齢者人口割 6 : 均等割 4

	65歳以上人口 (27.4.1現在)	高齢者人口割(60%)		均等割(40%)	合計額	市町 (19.5%)	1号保険料 (22%)	国 (39%)	県 (19.5%)
		割合(%)	按分額(円)	按分額(円)					
下田市	8,869	31.98%	1,343,013	466,667	1,809,679	352,887	398,129	705,775	352,887
東伊豆町	5,243	18.90%	793,936	466,667	1,260,602	245,817	277,333	491,635	245,817
河津町	2,923	10.54%	442,623	466,667	909,290	177,312	200,044	354,623	177,312
南伊豆町	3,704	13.35%	560,888	466,667	1,027,555	200,373	226,062	400,746	200,373
松崎町	2,998	10.81%	453,980	466,667	920,647	179,526	202,542	359,052	179,526
西伊豆町	3,999	14.42%	605,560	466,667	1,072,226	209,084	235,890	418,168	209,084
計	27,736	100.00%	4,200,000	2,800,000	7,000,000	1,365,000	1,540,000	2,730,000	1,365,000

※ 賀茂郡町長会で合意している地域活動支援センター費(南伊豆町地域生活支援センターふれあい)負担割合内訳(均等割40%、身体障害者手帳割60%)を参考とした。